九運福本公第６号

公　　示

令和８年度整備管理者選任後研修の開催について

標記について、道路運送車両法第５０条第１項の規定に基づき選任された整備管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第４６条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の４に規定する研修を下記により実施します。

記

１．　実施日及び実施場所

日　　時	会場及び所在地	定員
令和８年 １１月１１日（水）	筑後緊急物資輸送センター　研修室 筑後市大字長浜２３２７－１	【貨物】　６５名 【旅客】　１５名
令和８年 １１月１２日（木）	筑後緊急物資輸送センター　研修室 筑後市大字長浜２３２７－１	【貨物】　６５名 【旅客】　１５名
令和８年 １１月２５日（水）	北九州緊急物資輸送センター　研修室 北九州市小倉北区西港町９番１４号	【貨物】　８５名 【旅客】　１５名
令和８年 １１月２６日（木）	北九州緊急物資輸送センター　研修室 北九州市小倉北区西港町９番１４号	【貨物】　８５名 【旅客】　１５名
令和８年 １２月３日（木）	東市民センター　なみきホール 福岡市東区千早４丁目２１番４５号	【貨物】２００名 【旅客】２００名
令和８年 １２月１６日（水）	東市民センター　なみきホール 福岡市東区千早４丁目２１番４５号	【貨物】２００名 【旅客】２００名

【受付時間】　１２：００～１３：００
【研修時間】　１３：００～１６：００

２．　申込方法
研修予約システムによる申込（https://seminar-reservation.jp/seminar）

３．　持参するもの
・写真付き身分証明書（免許証等）
・受講票
・整備管理者選任後研修テキスト

４．　研修対象者（次のイ．ロ．に該当する者）
イ．道路運送車両法第５０条第１項の規定に基づき選任された整備管理者
ただし、次の者は、研修対象者から除くことができるものとする。
・自家用自動車のみを管理する整備管理者
・前年度（令和７年度）の整備管理者定期研修を受講した者
※なお、今年度（令和８年度）中に整備管理者として新たに選任した者（当該事業

者で初めて選任した者）について、令和９年度の末日までに研修を受講すればよい。

ロ．整備管理者の選任を必要としない自動車運送事業者で受講を希望する者

５．　研修修了者への証明

整備管理者研修修了証の交付または講習手帳への証明

※別紙注意事項についてご確認ください。

令和８年８月２６日

九州運輸局福岡運輸支局長

別紙

注　意　事　項

注１．研修は事前に申込が必要ですので**必ず期間内に行って下さい。**申し込みの無い方の受講はお断りいたします。（当日、申込者を変更して受講することもできません。）

注２．研修会場の**駐車場は少ない**ので、出来る限り乗り合わせ又は公共交通機関等を利用してご来場下さい。

注３．熱のある方や咳などの症状がある方については、入場をお断りさせていただく場合がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

注４．研修中に上記症状が確認された方についても退出を命じる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。